

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

5年水張ルールのお知らせ

令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付※¹が行われていない農地は特別な事情※²がない限り経営所得安定対策等交付金の交付対象より除かれます。(以降に水稻を作付けしても交付対象に戻ることはありません)

※1 次のア及びイの条件を満たせば作付けが行われたものとみなします

ア たん水管理の連絡をいただき1か月以上実施したことが確認できること

イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

(収量は、客観的に確認できる書類又は御自身が作成したほ場ごとの収量の推移や病害虫の発生状況等に係る記録により確認しますので、確認書類の保存をお願いします。)

※2 特別な事情は次のア又はイが確認できることになります

ア 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業(国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業)の対象となり、水稻の作付けが困難である

イ 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難である

たん水管理を行う方へ

水稻の作付の代替としてたん水管理を行う場合は確認が必要なため必ずたん水管理を始める日と終える日について郡山市農林部農業政策課に事前にご連絡ください。(ご連絡いただけない場合たん水の状況を確認できないため水稻の作付の代替と認められません)

事務担当 郡山市農業再生協議会 事務局(郡山市農林部農業政策課)

TEL 024-924-2201 FAX 024-938-3150

Mail nougyouseisaku@city.koriyama.lg.jp